



2021年6月10日

新型コロナウイルス感染症ワクチン接種にかかる特別休暇の付与について

筑波銀行（頭取 生田 雅彦）は、新型コロナウイルス感染症の拡大防止を図るとともに、従業員の家族を含めた安心・安全を確保するため、ワクチン接種にかかる特別休暇を付与することとしましたのでお知らせいたします。

当行は「健康経営宣言」に基づき、従業員および家族の心と身体の健康保持・増進を図るための施策に取り組んでおります。

今後も従業員が健康を維持しながら、金融サービスの提供や地域活動等を通じて、健康で活力ある地域づくりに取り組むとともに、お客さまが安心してご利用いただけますよう、引き続き新型コロナウイルス感染症拡大防止に努めてまいります。

【特別休暇の概要】

1. 対象者

従業員（パートタイマーも含みます）

2. 対象期間

2021年6月10日(木) ～ 2022年2月28日(月)まで

※国の定める接種期限が延長となった場合は、延長後の接種期限までとします

3. 対象事象

(1) 従業員のワクチン接種時

(2) ワクチン接種による副反応発生時

(3) 従業員家族のワクチン接種の付き添い時および副反応発生による看病時

※上記事象の必要日数を特別休暇として付与します

※就業時間中にワクチン接種を行う場合の早退や中抜けは勤務扱いとします

以 上